

募集要項名称	旧丹波保育所利活用提案募集要項
--------	-----------------

質疑に対する回答書

(令和6年11月21日掲載)

No.	要項等該当ページ	行	質 問 事 項	回 答
1	物件調書 特記事項	1	<p>公募物件に給水装置はなく、上水使用にあたり市道からの引込み工事、水道加入金の費用負担があることが確認できますが、下水道使用の開始にあたり受益者分担金の費用負担はありますか。</p>	<p>旧丹波保育所は平成13年12月に公共下水道に接続しており、事業者の下水道受益者分担金の負担(支払い)はありません。 (京丹後市公共下水道条例第3条第2項ただし書きに規定する場合で、新たに公共汚水柵を設置する場合を除く。) なお、下水道の使用においては、京丹後市公共下水道条例第16条の規定により、再開する旨を記載した書類の提出が必要となります。</p> <p><京丹後市公共下水道条例第3条第2項> 公共汚水ますの設置に当たっては、一敷地当たり1個を原則とする。ただし、複数の受益者がある場合にあつて、土地の形状等により公共汚水ますを受益者ごとに設置することができないときは、この限りでない。</p>
2			以下余白	
3				